

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第 2 まいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第 3 さんま

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準